

會田

前島密君
國字國文改良建議書

(非賣品)

冊

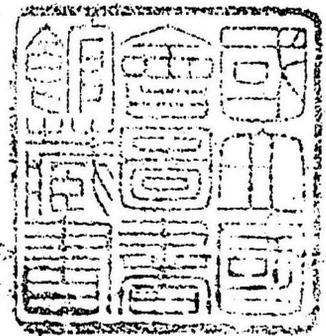
冊

冊

冊

810.9 M1452K

1



336820

慶應年中漢字御廢止の儀に付き

慶喜公に上る書

めいぢ 一五ねん一六ねんごろ かなのくわいや
 ろうまじくわいの 一じに さかんなりしも よろん
 とならず やみしは かへすがへすも ざんねんの
 ことで ありました はなす ことと かく ことと
 ことなる さへ すでに だい ふべんなるに 加
 き ものにも しんぶんでいと てがみと ことなる
 など わが くにの がくせいは すくなくも せい

ようの がくせいにも 三ばいの ほねをりが ありま
 す うへにもちふる もじは かずかぎりなき かん
 じにして これを ならふに ついやす ときど 加
 ねを ちもへば をしみて も をしみて も をしき
 もので あります こは これ わたくしの そらゆ
 めならず わが くんに ゆうびん せいどの そう
 ぎようしやと して ひとびとの わするべからざる
 まへさま くんめいぢ 四ねんごろ かなしん
 ぶんを あとして おまねく よの ふぢよしにも
 とき せいふの めいれい きそくをも しらしめ

ひろき せかいの ことにも つうせしめんと つと
 められ しみづ うさぶろう くんのかわがくしよ
 を とりやま ひらく くんは サージェント
 ルを かなで ほんやくせられた などをはじめ や
 たべ はかせの ろうまじろん かなのくわい しよ
 くん えんぜつにて かんじの ふべんは ぶの
 ひと おほく する ところと ぞんじます されど
 まへさまくんが ときがは けいきこうへ たてま
 つられた かなぶん きりようの ぎろんは さいし
 んの まへの ことにして ぶつに けいさう 二ね

ん はやく すでに こくぶんの かいりようを
 なひられし ことは よに する ひと まれならん
 とぞんじ その そうあんを (そのほかのおもあは
 せて) こひ ことに のせ よろんの さきがけと
 ならば このうへなき しあはせと おもいます
 めいぢ三二ねん ことに のぶはち
 この そうあんの ひようしの うらに さの
 ことが かいて あります

本書は慶應二年冬開成所頭取松本壽太夫君に請て慶喜
 公に上りたる稿本なり噫

余か此論を發せしは文久の末年にして長崎に在りては
 瓜生寅何禮之青江秀等の諸氏に談し又鹿兒島に於ては
 繁野安釋氏等の人々にも談したりしも青江氏の他は贊
 襄せる者は有らざりし否今日も猶之を了する人は甚た
 稀なり吁

本書を草するとき他に一の立稿ありたり之を雲州人飯
 塚納か竊取し之に己の名を加へ余と連署の上書なりと
 して明治二年の春中外新聞に投載せしめたり噶

明治十八年七月

漢字御廢止之議

國家の大本は國民の教育にして其教育は士民を論せず國民に普からしめ之を普からしめんには成る可く簡易なる文字文章を用ひざる可らず其深遠高尚なる百科の學に於けるも文字を知り得て後に其事を知る如き艱澁迂遠なる教授法を取らず渾て學とは其事理を解知するに在りとせざる可らずと奉存候果して然らば御國に於ても西洋諸國の如く音符字(假名字)を用ひて教育を布かれ漢字は用ひら

れず終には日常公私の文に漢字の用を御廢止相成候様にと奉存候漢字御廢止と申候儀は古來の習用を一變するのみならず學問とは漢字を記し漢文を裁するを以て主と心得居候一般の情態なるに之を全く不用に歸せしむると申すは容易の事には無之候得とも能く國家之大本如何を審明し御廟議を熟せられ而て廣く諸藩にも御諮詢被遊候は、其大利益たると判明せられ存外難事に非ずして御施行相成り得べきやと奉存候目下御國事御多端にして人々競て救急策を講ずるの際此の如き議を言上仕候は甚迂遠に似て御傾聽被下置候程も如何有御坐歟と憚入奉存候得共

御國をして他の列強と併立せしめられ候は是より重且大なるは無之やに奉存候に付不願恐懼敢て奉言上候學事を簡にし普通教育を施すは國人の知識を開導し精神を發達し道理藝術百般に於ける初歩の門にして國家富強を爲すの礎地に御坐候得は成るべく簡易に成るべく廣く且成るべく速に行届候様御世話有御坐度事に奉存候然るに此教育に漢字を用ひるときは其字形と音訓を學習候爲め長日月を費し成業の期を遅緩ならしめ又其學ひ難く習ひ易からざるを以て就學する者甚た稀少の割合に相成候稀に就學勉勵仕候者も惜むべき少年活潑の長時間を費し

て只僅に文字の形象呼音を習知するのみにて事物の道理は多く暗昧に附し去る次第に御坐候實に少年の時間こそ事物の道理を講明するの最好時節なるに此形象文字の無益の古學の爲めに之を費し其精神知識を鈍挫せしむる事返すくも悲痛の至に奉存候抑御國に於ては毫も西洋諸國に譲らざる固有の言辭ありて之を書するに五十音の符字(假名字)有之(假名字)の出所に種々の論說有之又御國古文字等の論說も有之候得共本議には不用に御坐候得は爰に附記不仕候一の漢字を用ると無くして世界無量の事物を解釋書寫するに何の故障も之れ無く誠に簡易を極むべ

きに中古人の無見識なる彼國の文物を輸入すると同しく此不便無益なる形象文字をも輸入して竟に國字と倣て常用するに至りたるは實に痛歎の至に御坐候恐多くも御國人の知識此の如くに下劣にして御國力の此の如くに不振に至りたるは遠く其原由を推せば其素の毒を茲に發したるなりと痛憤に不堪奉存候

因みに米人ウヰリアム某が一話を御參考の爲めに記して御賢覽に奉供候同人は亞米利加合衆國の基督教の宣教師にて亞細亞地方に同教宣布の爲め先づ支那に渡航し咸豐の末迄同國に於て支那語を學び夫れより長崎に

來りて近頃迄同所に本邦語を學ひ居たる者に御坐候同人は始て支那に航りたる頃一日或る一家の門を過たるに其家中に多數の少年輩が大聲に號叫する頗る喧囂なるを以て何やらんと門に入りて之を見れば其家は學校にして其聲は讀書の音なり何故に斯く苦しげなる大聲を發して驚號するかと疑ひたるに後日其實況を知れば怪むに足らざる事なり彼等は其讀習する所の書籍には何等の事を書たるやを知らずして只其字面を素讀して其形畫呼音を暗記せんと欲するのみなり其讀む所の書は經書等の古文にして老成宿儒の解に苦む所のものな

り支那は人民多く土地廣き一帝國なるに此萎靡不振の在様に沈淪し其人民は野蠻未開の俗に落ち西洋諸國の侮蔑する所となりたるは其形象文字に毒せらるゝと普通教育の法を知らざるに坐するなり今日日本に來りて見るに句法語格の整然たる國語の有るにも之を措き簡易便捷なる假名字のあるにも之を專用せず彼の繁雜不自由内無二なる漢字を用ひ句法語格の不自由なる難解多謬の漢字に據り普通の教育を爲すか如し此の活潑なる知力を有する日本人民にして此の貧弱の在様に屈し居るは全く支那字の頑毒に深く感染して其精神を麻痺せ

るなり云々ど是等の話頭は漢字漢學を以て薰陶せられたる多數の邦人及之を以て最上等の學文なりと妄信する學者輩の聞くときは徒に驚怪するのみならず魔語賊言として排斥可仕候得共深識遠慮の具眼者をして聞かしめ候はゞ涕泣贊歎可仕候恐多き事ながら何卒賢明なる慧眼を以て深く此意を御洞見被遊度誠に惻願の至に不勝存奉候

漢字を御廢止相成候とて漢語即ち彼國より輸入し來れる言辭をも併せて御廢止可相成儀には無御坐只彼の文字を用ひす假名字を以て其言辭を其儘に書記するは猶英國等

の羅句語等を其儘入れて其國語となし其國の文字綴を以て書記すると同般にするの謂に御坐候即ち今日を「ヨシニチ」忠孝を「チウカウ」と記るす類に御坐候此の如くせば橋箸端の混雜あるべく又霞そ野邊の香哉を「カスミソノヘノニホヒカナ」と誤讀する如き句切りを愆る恐ありなど非難仕候者も可有之候得共是等は文典を制し辭書を編し句法語格接文の則を西洋諸國に既成のものど御國固有の者どを參酌折中して御制定相成候ときは毫末恐るゝに足らざる儀にして而かも漢字の如く騷亂の亂字と亂臣の亂字の如き混雜も無く又大將軍は大將軍の軍なるか大なる將軍なる

か大ひに將さに軍せんとするなるか大ひに軍を將ふると讀むなるかを辨別し難き病は無御坐候漢文の如き句法語格の無きものすら前後の語勢と人知の理會を以て大將軍は即ち大將軍たる官職と理會し征夷大將軍を讀て夷を征して大ひに將さに軍せんとすとは孰れも理會する者は無御坐候

國文を定め文典を制するに於ても必ず古文に復し「ハベル」ケルカナを用る儀には無御坐今日普通の「ツカマツル」ゴザルの言語を用ひ之れに一定の法則を置くとの謂ひに御坐候言語は時代に就て變轉するは中外皆然るかど奉存候但

口舌にすれば談話となり筆書にすれば文章となり口談筆記の兩般の趣を異にせざる様には仕度事に奉存候是等の如きは學術上に涉りたる事柄にて元より本議御採納の上其事業に御着手のとき學者輩の議に任すべきものに御坐候得共御賢按の御資料に迄取摘み言上仕置候

漢字を普通一般の教育上に廢するとは素讀習字即ち文字の形書呼音を暗記し之を書寫するの術を得る爲めに費す時間を節減仕候に付一般學年の童子には少くも三ヶ年専門高上の學を脩むる者には五六乃至七八年の時間を節省せしむべく此節省し得べき時間を以て或は學問に或は興

業殖産に各其所望に任して用ひしめは勝て算すべからざるの利益なるは毫末疑を容れざる事と奉存候乍恐此時間利用の一件に就ては殊に賢意を被爲注度奉存候御國人の時を徒費して惜まざるは實に歎しき至に御坐候大禹か惜寸陰の格言を萬般の實業に實施せしむること實に治國の大要件と奉存候

次に普通一般の教育法を御改良不被遊候ては一般の知識を開達せしめず其愛國心を厚からしむるとは無覺束事と奉存候前にも申上候通り國人皆自國を以て無上至善の國と自信し自ら自尊の志を懷ひて寸毫も他に譲らざるの氣

象を保たされは眞誠の愛國心を發揚仕り兼ね候御國人の所謂大和魂は一種特有の魂氣の如く御坐候得共決して然るものには有御坐間敷取りも直ほさず愛國の一心に外ならずと奉存候(自盡決死に果敢なるか如きは大和魂の一部分なるに過ぎずと奉存候)

御國普通一般の教育は上下の二等に分れ其下等なるものは只僅に姓名の記し方消息の書き方及其職業に就て要となる字面を諳するのみにして卒り宇宙間事物の道理の如きは分毫も之を教示するもの無之國外國ある事をすら知る者少き状態に候得は愛國心の如きは是等の種族中には

絶て影だに映出致せし事は有之間敷奉存候其上等なるものに於ては先づ四書五經の素讀より支那の歴史に相渉り文物制度より治亂興敗の蹟を講し候にて御國の古典歴史の如き課外の業に附し去りて之を知るも知らざるも教育上には關係無きは一般に御坐候故に彼を尊み己を卑むの病は早く己に彼等の腦裏に感染し愛國心を傷け候素より知識を開達せんには廣く宇内の事積を講明するを肝要と仕候得は支那は差措き西洋の書をも閱讀せしむるは勿論之儀に候得共普通一般の教育に就ては尤も本邦の事物を先にし他邦の事物も容れて自國の事物の如く自國の言語

を以て教授し(即ち學問の獨立)少年輩の心腦をして愛我尊
 自の礎を固めしむると甚た肝要の事と奉存候他を學て而
 て后我を知るか如きは主客を轉倒し順叙を愆るの本にし
 て風習の大躰に就て大妨碍と相成候學者の常に道ふ我民
 をして堯舜の民たらしむ英雄を論して楠正成は諸葛孔明
 に似たりと云ふ如きは主客順序を轉倒するものにして邦
 俗風習を卑屈ならしむるの一例に御座候西人某の談話に
 日本人は大和魂と云々すれども從來漢學を以て學問教育
 の基本とするゆへ一種の支那魂ありて大和魂(愛國心)に乏
 し輓近に至りて漸く西洋學を爲す者増加せるゆへ早く學

問の順叙を改正して之を制せされは他日は自ら一種の西
 洋魂を輸入して支那魂と衝突し不可謂の葛藤を起し其極
 大和魂を皆無にすへしと這は外人の妄評には御座候得共
 亦全く御遠慮の外に可被爲措の一話とも不奉存候故に願
 くは速に學問獨立の大本を被爲立御國語を以て編纂した
 る德育の書(孝悌忠信德誼品行上に係るもの)智育(歴史地理
 物理算數等に係るもの)の書下等上等の兩區に分ち彼我主
 客等皆其叙次を定て一般普通の教育に御適用被遊候様御
 廟議有御座度奉存候
 字問の順叙を立てざる教育は愛國心云何の一點に止らす

御國人一般の智徳を發達せしめざる大病源に御座候喩へは仁義とか明德とか治國平天下とか云へるは老成學者の猶明解に苦しみ老練爲政治家の難しとする所のものに御座候處童年初歩の教授本と致候に付可惜智力發揚の時間を之に費し數年の苦學は僅に素讀の一事に止り隨て止れば從て其字面をさへ忘失し全く無價の徒勞と相成候又學問は只道德上のものとのみ見做候に付物理の學の如きは古來全く教育上の物とせず技術上の教育に於ては之を職工の賤業とし學校の門に入れざるより工藝陋劣風教浮薄此貧弱未振の今日を致し志士をして痛歎血泣せしむるの悲

況に立至り候畢竟自尊獨立の氣象を盛にし愛國至誠の心を固からしむるは富強の二力に職由仕候は今更申上候迄も無之其大原たる實に學問の順叙方法其宜を得ざるに歸着仕候段は深く御賢慮被遊度蓋し此儀は方今學者の多く力を極め言を盡て排斥する所と奉存候得共是等俗庸庸士の能く知る所の者に無御座候得は彼等の紛議は御峻拒被避何卒御廟議英明の果斷に被爲出度切至奉悃願候實に此儀は空前絶後千載の一事と乍恐奉存候
右は御用御多端の際御通覽の勞を憚り卑懷の幾分を言上仕候迄に御坐候間幸に御一覽の榮を賜り候上にて尙御下

問の御儀も被爲有候は、難有謹て詳に言上可仕候但微賤
 の分限をも不顧奉犯尊嚴候段其僭越の罪は元より湯鑊を
 も不奉辭謹て待罪罷在候恐々謹言

慶應二年十二月

前島來輔

國文教育之儀ニ付建議

明治ノ御維新ハ實ニ千古未曾有ノ偉業ニシテ志士皆奮然
 百事ニ向テ革新ノ志ヲ發起仕候此機ニ乘シテ文武各般ノ
 政度御改革可有御坐ハ勿論ノ御事ト奉存候而テ其御改革
 タル何等ノ事タルモ今ニ當リ朝廷ノ大號令ヲ以テセラレ
 ハ成ヲ期スヘキ疑ヲ容レセル所ニ御坐候然レ唯政度ノミ
 御改革善美ノ域ニ達セラレ候トモ大本タル國民ノ智度ヲ
 シテ大ニ開進セシメ宇内ノ大勢ト相伴ハシメスシテハ如
 何ニモ其効微少ナルヘク奉存候故ニ此時機ニ乘シテ國民
 一般ノ智度開進ノ事即チ教育制度改革ノ事ヲモ御審議御

斷行御坐候儀至極ノ要ト奉存候
 國民ノ智度開進ノ事之ヲ單言スレハ教育普及ノ一ニ有之
 別ニ改革ノ要ハ之レ無キ如ク縱シ何等改革スル所アリト
 スルモ亦別ニ難事ハ有ラサル如ク候得共野生カ教育普及
 ト申スハ漢字ヲ廢シ假名字(平假名字)ヲ以テ國字ト定メ古來ノ
 教育法ヲ變シ新教育法ヲ以テ倫理物理政理法理等ヨリ日
 常萬般ノ事ニ至ルマテ其假名字ナル簡易ノ國字ヲ以テ教
 育スル儀ニ有之再言スレバ幾年ノ後ハ官私一般普通ノ用
 ニハ漢字全廢ノ利ヲ爰ニ企畫致サルヘキ大改革ヲ意味ス
 ル事ニ御坐候故ニ此改革ハ或ハ他ヨリモ尙一段ノ難事ナ

ルヘクカモ知ルヘカラスト奉存候乍去漢字ヲ用ヒテ古來
 ノ教育法ニ依ルルハ否教育ヲ變スルモ漢字ヲ用ヒテスル
 事ハ學童ノ神腦ヲ苦シメ靈知ノ發達ヲ害スルノミナラス
 體質ノ發育ヲ妨ケ遂ニ國民總テノ體格ヲ弱劣ナラシメ彼
 歐米ノ智識體格健剛ナル人民ト併行スルコトハ望ムヘカラ
 サルニ至ルヘシト奉存候
 古來ノ教育法ヲ變シ新制教育ヲ施スノ一事ハ方今ノ勢情
 ニ察シテ其難ニハ非ルヘシ然レ廢漢字興國字ノ事ニハ一
 見至難ヲ感スルハ蓋國內ヲ舉テ然リトセン千年以來祖先
 歷代其用ニ慣レタル漢字歴史記錄官私萬事ニ供スル漢字

殊ニ近日漢學生ノ世ニ志ヲ得タルヨリ俄ニ文書ノ體裁ヲ
變シ官文私書トモ稍ク漢文體ニ擬セントスルノ勢ヲ生ス
此趨勢ニ逆ヒ其習慣ヲ轉シテ之ヲ廢セントス其議ノ難キ
ハ怪ムニ足サル事ニ御坐候乍去最モ審明ニ國民教育ノ利
害ヲ講究シ最モ深遠ニ國家興隆ノ本源ヲ思慮セハ何タル
漢字保守者ト雖モ之ヲ廢スルノ真利タルヲ曉知スヘシ而
テ興國文ノ議一朝廟堂ニ決セラレナハ衆民相慶シテ贊ス
ヘク之ヲ實行セラル、日ハ其易キヲ水ノ下流ノ如シト奉
存候

因テ爰ニ謹テ別冊國文教育ノ施行方法及廢漢字私見書相

副へ此儀建言仕候俯テ願フ大ニ此永遠ノ利害ヲ審明セラ
レ此革新ノ好時機ニ乘シテ御英斷有御坐度候謹白

明治二年某月某日

遠州中泉處士

前 島 密

○國文教育施行方法ハ次ノ如シ而テ廢漢字私見書ハ今
其稿ヲ見出サス然レ其ハ明治六年半井等ヲシテ立筆セ
シメタル興國文廢漢字議ニ記シタル漢字ノ弊害ヲ論ス
以下ノモノト大同小異ナルノミ、ト、そうわんに、し
るして、あります。

國文教育施行ノ方法

此施行ニハ左ノ如ク時期ヲ分ツテ便トス

第一期(二年)廣ク府藩縣ニ撰テ和學漢學西洋學者各々三名乃至五名ヲ召シ國字ヲ以テ裁スル國文ノ體ヲ創定セシム
國語國文ノ典範ヲ撰ハシム
別ニ十名乃至十五名ノ助手及若干ノ附屬員ヲ用テ國語字引ヲ編纂セシム

(注意)

新撰國語ハ漢語西洋語ヲ論セス之ヲ容納シ文章

ハ古雅ヲ主トセス近躰ノ俗文ヲ主トス

第二期(三年)

新教科書ヲ編纂セシム

古事記日本書紀ノ如キ大日本史外史等ノ歴史其他本邦ノ事情ヲ教フル必要ノ書ヲ新定國文ヲ以テ反譯セシム

西洋書ノ既ニ反譯シタルモノ及ヒ世界ノ事情ヲ知ルヘキ著書ヲ反譯セシム

西洋書ヲ反譯セシム

漢書モ必要ノモノヲ反譯セシム

編纂及反譯シタルモノハ直チニ上刊ス

此等ノ事ニ任スル者ハ其度ニ應シテ召募ス故ニ豫メ何名ヲ限ルヲ要セス編纂反譯等ハ此期ニ限ルニ非ス永續ノ業

トス

第三期(二年)府藩縣ニ令シテ其他ニ於ケル人口ノ多少ニ隨ヒ二人以上ノ新教育ニ從事シ得ヘキ者ヲ出サシメ前記ノ文典教科書等ヲ學ハシメ以テ其府藩縣ニ於ケル新教育ノ第一教師タルノ準備ヲ爲ス

第四期(二年)更ニ府藩縣ニ令シ其仙ニ於テ授業スヘキ人員ノ多寡ニ應シ其教授員トナルヘキ人ヲ適宜ニ撰ハシメ前記傳習生ノ歸國スル所ハ之ヲ教師トシテ學ハシメ第二教師タルノ準備ヲ爲ス

第五期(二年)府藩縣ハ從來ノ學校(有ルモノハ)又ハ便宜ノ地

ニ教育所ヲ設ケ或ハ巡廻教師トシテ町村ノ寺院等ニ臨機ノ教場ニ順次巡教スル如キ方法ヲ立テ士分ハ勿論町村役人寺僧社人醫師ノ如キ苟モ文字ノ教ヲ受ケタル者文字ヲ知ラテハナラヌ者及ヒ町村ノ重立タル者ニ新教育ヲナス此教育一段ハ嚴令強迫ノ手段ヲ用ヒサルヘカラス

本期ノ初ニ於テ來ル何年何月ヨリ公用ノ文書ハ總テ漢字ヲ用ヒス國字ヲ用フヘシト命令シ私用タリトモ成ルヘク國字ヲ用フヘシト訓令ス

御詔勅ヲモ下サレタシ

第六期ハ年限ナシ已ニ第五期ノ終末ニ至リ國民ノ重立

タル者ハ悉皆漢字ニ依ラスシテ國文ノ教育ヲ受ル場合ト相成リタルヲ以テ是ヨリ國民ノ全體ヲシテ遍ク教育ヲ受クシムルノ制度ヲ立ツヘシ即チ教育普及法是ナリ
此制度ハ最モ周到ニ講究シテ之ヲ施スノ設備ハ最モ適度ナラント要ス國民ニハ種々ノ階級アリ其階級ニ應シテ教育ノ度ニ高低有ラサル可ラス又國民ノ業務モ種々ナレハ其種類ニ應シテ其學ヲ異ニセサルヘカラス從前本邦ノ教育ノ如ク單ニ忠孝仁義ノ道ヲ教フルノミニテハ其効ヤ甚微ナリ故ニ其程度種類ニ從テ高低及ヒ殊別ノ教場ヲ設備セサルヘカラス

按スルニ凡百戸毎ニ英國ノ所謂コンモンスクール即チ尋常學校ヲ設ク幼年男女ヲ爰ニ教育ス子弟アリ之ヲ此學ニ登セサル者ハ科息トス
次ニ英國ノ所謂ハニススクール即チ高級學校ヲ府藩縣在廳地等ニ便宜一ク所以上ヲ設ク是ハ各人ノ隨意ヲ以テ登學セシムルモノトス此學ニ登ル者ハ士民同等ノ待遇ヲ爲シ又ハ何等平ノ方法ヲ以テ登學ヲ獎勵ス其方法トハ此學ニ登リ或ル程度ノ業ヲ卒ヘサレハ官ノ役人及町村ノ役人ト爲ルヲ得ストスル如シ
次ニ又英國ノ所謂アカデミー又ハコレツヨ即チ專攻大學

校ヲ兩京ニ設ク、爰ニハ各種ノ學科ヲ置キ各人ノ志望ニ
應シテ專修ノ學ヲ教フ

右學校費ハ朝廷府藩縣町村ヨリ其學校ノ種類性質ニ隨テ
支辨ス

尋常學校高級學校ノ教員ハ前記第三期第四期ノ傳習生ヲ
以テ充ルヲ得ヘシト雖、此大學校ノ教師ハ國學漢學倫理學
算數學ノ外ハ凡ソ十年ヲ期シ西洋ノ學者ヲ聘スルノ外ナ
カルヘシ

附言

或ハ前記ノ五期即チ七年ヲ以テ國文教育ノ法ヲ實施セシ

336820

トスルハ短時ニ過クト論スルモノ有ラン然レ漢字ヲ廢シ
國字ノ學ニ移ルハ險路ニ荷ヒタル重荷ヲ卸テ平地ノ歩行
ニ就クヨリ易キ業ナレハ七年ハ反テ長キニ過クルヤモ知
ルヘカラス唯國字ヲ用ルニ慣ルマテ前日ノ所習ニ比シテ
煩キヲ感スルノミナレハナリ

御詔勅降り官令布レテ何年何月ヨリ國文云々ト定ルキハ
否其以前ニ於テ廟議是レニ一決シタリト聞ク、此ハ人々相
傳ヘテ之ヲ學ヒ第五期ニ及フノ日ハ從前文字ヲ知リタル
者ハ皆悉ク之ヲ書寫スルニ慣テ舊時ノ所習ト異ル所無キ
ヲ覺ルニ至ルヘシ

或ハ又廢漢字ハ禁漢字ト誤ル者モ有ランカ 前記ニ縷言
 ズル如ク廢漢字トハ公用文書ニ用ルヲ廢シ又將來ノ國文
 ニハ之ヲ用ヒストノ謂ニシテ之ヲ私用ニ用ヒルトハ全漢
 文ヲ以テスルモ妨ク無シ之ヲ學フモ英佛又ハ蘭學等ヲナ
 スト同般ニシテ專攻大學校ニテハ之レカ爲メニ一學科ヲ
 置クノ必要アリトス

學校設備ノ事ニ當ルヘキ人ニ向テ大ニ注意ヲ請フヘキハ
 左ノ點ナリ 支那ニハ古ヨリ庠序ノ教ナト稱スルアリ今
 モ鄉學以上ノ設アリテ教育ハ國民ニ遍キ如ク見フルト雖
 モ其實際ハ之レニ反シ國民中百分ノ九十八限ニ一丁字無

キ無教育ノ者ナリ少數ノ受教者モ浮華ノ文辭ト無實ナル
 道德學ノミ國家富強ノ實學ト國民ニ普及セシムヘキ尋常
 ノ教育ハ絶無ト謂フヘシ是レ教育ノ本元ヲ誤リタルト無
 數ニシテ難知ナル彼ノ形畫字ヲ用ヒタルノ毒ニ因由スル
 ナリ能ク支那ト西洋諸國ノ現在及ヒ將來ノ優劣管ニ天淵
 ナラサルヘキヲ洞見シテ此設備ヲ爲ラレンコトヲ

興國文廢漢字議

この ぶんも まへじま みつ(前島密) くんの一ろ
 んにして めいち 六ねん ひらの さかえ(平野榮ま
 た半井榮) やまだ けいぞう(山田敬三)うちらが ふで
 どりし ものよ よし せいふに さしだすことを
 みおはされたるは いと をしき ことなり、これ
 までの ぶんど ともじに うつしとりたれば われの
 み ひどり よまんも あかぬ ころなれば せめ
 ては わが する ともだちの うちにてこくぶんに
 あもひを こがす ひどに わかちて さんこうに

もど あもひて こゝに のす たゞし この ぶん
 の はしがきをも のせん こと いかゞと あもひ
 わづらひたれど これ なくては この ろんのいか
 らもてなされしかの ゆゑよしを する たよりな
 ければ まへじま くんには たゞしも せずしての
 せたるを どがむる ひと あらば その せめは
 まつたく われ ひどりの ひきうくべき ものとし
 て つみしたまひて まへじま くんは わづらひを
 かけたまふまじと いのるなり、

こにしのぶはち

本書ハ所詮今日ノ如キ漢字猛進ト謂ヘキ逆勢ナレハ一
 二政府ノ有力者モ奈何モ爲シ能ハサルヘシ況ヤ此一大
 事ニハ能ク了解シタル有力者モ無キニ於テヤ否之レ
 ニ向テ英斷シ得ル具眼者ハ未タ見出シ得サルニ於テヤ
 ヤ故ニ是レハ畏レナカラ
 聖上ニ内奏シ奉リ聖慮ヲ爰ニ注カセラレ遂ニ聖詔ニ據
 リ斷行セラレヘキ機ヲ得ルノ外無カルヘシ幸ナルカナ
 華頂宮殿下ニハ深ク御賛成ニテ難有モ頃日弊邸ニ御光
 臨ヲ賜リ大ニ御力ヲ可被爲盡トノ仰アリタレハ政府ヘ
 建議ハ暫ク見合ノ方以上稿本ノ表紙ニ手記シテアリ記

者)

臣等竊ニ歐米諸邦今日ノ盛ヲ致スノ源ヲ究ムルニ百般ノ
 事物一トノ理ニ原カサルナク其理ヲ究ムルヤ必學ニ由ラ
 サルナク其學ニ由ルヤ必自國ノ言語文章ト音符文字トニ
 藉テ之ヲ修メサルモノナシ蓋言語ハ其國水土ノ天然ニ出
 テ各人既ニ之ヲ襍操ノ中ニ習熟スルカ故ニ其之ヲ學フヤ
 易シ音符文字ハ其數置ニ限アリ而シテヨク無限ノ事物ヲ
 寫スカ故ニ其之ヲ用フルヤ便ナリ此二者全備完修シテ
 然ル後書籍アリ學校アリ延テ百般ノ學術ニ及ホス是歐米
 今日ノ盛ヲ致ス所以ノ源ナリ然ラハ則言語文字ハ學術ヲ

修メ智識ヲ造ルノ一大器械ニシテ其制ノ精粗ト其用ノ迂便トニ至テハ實ニ人民品行ノ優劣國勢強弱ノ判ル所ニシテ古今ノ徵スル所中行ノ著キ所豈之ヲ誣フヘケンヤ我邦古來語音最モ清用法極テ密中世平假名片假名ノ起ルヤ言語文字ノ用愈備テ其各人ノ學ヒ易キ用ヒ易キモノ固ヨリ毫モ歐米諸邦ニ讓ラサル所ナリ然ルニ當時猶コノ至美最良ノ國文ヲ賤テ却テ他邦煩難迂僻ノ支那字ヲ雜用シ以テ今日ニ至ル千載ノ習慣舉世ソノ深毒ノ腦髓ニ入ルヲ覺ラストイヘル學術ノ進マサル智識ノ優カチラサル風化ノ普チカラサル國力ノ振ハサル未タ曾テ茲ニ歸着セスンハア

ラサルナリ嗟往事既ニ逐フヘカラス今幸ニ百事日新ノ時ニ際フ宜ク深ク古今ヲ察シ廣ク中外ニ質テ以テ將來遠大ノ良圖ヲ定メサルヘカラス將來遠大ノ良圖ヲ定ムル當ニ國文ヲ興シ漢字ヲ廢シ各人學ヒ易ク用ヒ易キノ言語文章ヲ修ムルヨリ急ナルハナシ興廢ノ遲速實ニ國力ノ降替ニ係ル是臣等カ宿昔ノ志ニシテ特ニ我國民ノ爲ニ企望スル所ナリ然リトイヘル漢字ハ千歳ノ所傳一世ノ所賴今遽ニ之ヲ廢セントセハ朝野愕然或ハ物議ノ紛紜ヲ免カレサラシ故ニ成功ヲ十年ノ後明治十六年癸未歲ニ期シ即今先國語課ヲ興シ天下ノ學者ヲ募リ大ニ言語文章ノ用法ヲ論定シ文典ヲ撰

ヒ辭書ヲ編ミ各種ノ敎課書ヲ著ハシ中外古今ノ有用書ヲ
 譯述シ師範學校ヲ設ケテ以テ生徒ニ授ケ之ヲ府縣ニ派出
 セシメ所在亦ソノ方法ニ基キ漸次擴張シ遂ニ全國ニ及ホ
 サハ言語文章ノ用斯ノ如クニシテ而後學術以テ進ムヘク
 智識以テ優カナルヘシ風化以テ普チカルヘク國力將ニ以
 テ大ニ振ハントス果シテ然ラハ則後世歷史上ニ於テ我カ
 文化頓進ノ紀元トナルモノハ必コノ文字改革ノ舉ヨリ始
 ラン豈一大愉快ナラスヤ千載良機會洵ニ今日ニ薄ル機復
 失フヘケンヤ漢學ノ弊害ト國文ノ便利ト其興廢着手ノ方
 法ハ別冊ニ付ス仍テ切ニ廟議ノ採擇ヲ仰ク誠恐謹言

漢字ノ弊害ヲ論ス

凡地球上各國所用ノ文字形畫數百種アリトイヘル其種類
 ハ二種ニ過ス一ヲ音符ト云フ歐米諸邦ノ字是ナリ一ヲ形
 象ト云フ東亞各部ノ字是ナリ此二種ノ原因大ニ異ニシテ
 之ヲ用フルノ迂便ト之ヲ學フノ難易トニ至リテハ殆零壞
 ノ如シ抑形象ハ近ク之ヲ天然ノ音ニ取ラスシテ遠ク之ヲ
 万物ノ形ニ象ル一事一物コトニ各字アリ義アリ又音アリ
 皆前人一時ノ意匠ニ出テ而シテ古來其字數ヲ確知スルモ
 ノヲ聞カストイヘル大約十萬種ニ下ラサルヘシ後世事物
 チ創出スルニ隨ヒ迂僻ノ新字愈出テ猶數ノ不足ヲ覺ユ常

ニ操觚ノ便ヲ闕クモノ迥ニ昔日ニ倍ス是形象ノ迂ニシテ
其學ヒ難ク用ヒ難キ所以ナリ今試ニ實際ニ就テ其果シテ
學ヒ難キ所以ノ確證ヲ論セン

少年ノ斯學ニ就クヤ當初先無限ノ字音ヲ記セサルヘカラ
ス是其學ヒ難キ一ナリ

次ニ無限ノ字形ヲ記セサルヘカラス是其學ヒ難キ二ナリ
次ハ無限ノ字義ヲ解セサルヘカラス是ソノ學ヒ難キ三ナ
リ

次ニ熟語典故ヲ記セサルヘカラス是ソノ學ヒ難キ四ナリ
次ニ音形義相推知スルノ由ナシ是ソノ學ヒ難キ五ナリ

次ニ字畫ヲ習ハサルヘカラス是ソノ學ヒ難キ六ナリ

次ニ其音ヲ記スルトイヘヒ其形ヲ忘ル、ヒハ之ヲ書クア
タハス是ソノ學ヒ難キ七ナリ

次ニ其形ヲ記スルトイヘヒ其音ヲ知ラサレハ亦之ヲ讀ム
アタハス是ソノ學ヒ難キ八ナリ

次ニヨク其音ヲ記シヨク其形ヲ記スルトイヘヒ其字義ヲ
記セサレハ又ヨク之ヲ解スルアタハス是ソノ學ヒ難キ九
ナリ

次ニ點畫法アリトイヘヒ形紛雜ニシテ毫釐ノ間混淆シ
易キモノ最モ多シ即チ文文丸凡祇祇市市ノ類ノ如シ是ソ

ノ學ヒ難キ十ナリ

次ニ字音ニ本音アリ轉音アリ通音アリ借音アリ叶音アリ
變音アリ又平上去入ノ別アリ又漢音アリ吳音アリ唐音ア
リ東西呼法ヲ異ニシ古今曾テ一定ノ音ナシ是ソノ學ヒ難
キ十一ナリ

次ニ字義ニ體用アリ死活アリ正反アリ本名譬喻等ノ別ア
リ又古今頗ル異同アリテ悉ク之ヲ識別スルアタハス是ソ
ノ學ヒ難キ十二ナリ

次ニ字形ニ楷行艸隸篆ノ五種アリ又古今書家ノ意匠ニ出
テソノ軀面ヲ變スルモノ少カラス是ソノ學ヒ難キ十三ナ

リ

今試ニ之ヲ用フルノ煩難ナル所以ヲ説カンニハ
事物ノ創出ニ應シテ適當ノ字義ヲ填シテソノ詳密ヲ悉ス
アタハス是ソノ用ヒ難キ一ナリ

活版ヲ以テ書冊ヲ印刷スルニ許多ノ手工ヲ勞シ許多ノ光
陰ヲ費ス就中急報ヲ國中ニ布キ新聞紙ヲ世界ニ傳フルニ
至テハ殊ニ神速ノヨク辭スル所ニアラス又之ヲ鑄造シテ
字數ノ全備ヲ要スル巨萬金トイヘモ亦ヨク購得スル所ニ
アラス之ヲ遠クニ運輸スルモ亦輕便ナラス是ソノ用ヒ難
キ二ナリ

電信ヲ通スルニ他邦ノ音符文字ノ例ヲ假ラサルヲ得ス是
 ソノ用ヒ難キ三ナリ
 痴院啞院盲院ヲ設ケ自國ノ文字ヲ教フルアタハス是ソノ
 用ヒ難キ四ナリ
 書スル所ヲ讀テ之ヲ人ニ示スモ聽者直ニ其美ヲ悟ルアタ
 ハス是ソノ用ヒ難キ五ナリ
 一編ノ文章ヲ作ルニ前後ノ語路文脈ニ拘ハラス一二文字
 ノ排置上ニ於テ稍詳略工拙アレハ多少ノ誤解ヲ免カレス
 且方今來碩學鴻儒ノ文トイヘモ造語懸空讀者常ニ模糊ノ
 想ヲ免カレス故ニ理科ノ精微機關ノ裝構等ニ至リテハ決

テ確實ノ解ヲ得ヘカラス是ソノ用ヒ難キ六ナリ
 今試ニ其弊害ヲ舉ケン
 無限ノ字形ヲ記シ無限ノ字音ヲ記シ無限ノ字畫ヲ習フカ
 爲メニ徒ラニ少壯ノ時ヲ誤マル是第一ノ弊害ナリ
 讀書句讀ノ間隨讀隨解ノ便ヲ闕クカ故ニ活潑ノ天質ヲ抑
 ヘ有爲ノ氣節ヲ鈍ラス是第二ノ弊害ナリ
 半生ノ力ヲ文字訓詁識拆辨論ノ間ニ窮メ首ヲ腐冊阿篇ノ
 中ニ埋メ百事古ヲ尙ヒ今ヲ賤メ故ニ安シテ新奇ヲ好マス
 該ニ有用ノ事業ヲ爲スノ齡ナク後世事物ノ新發明アルヲ
 聞カス是第三ノ弊害ナリ

ヨク字義ヲ記スルモノ遂ニ博識ヲ以テ専門ノ學トナシ資
 ヲ以テ世ニ誇リ人ニ師タルニ足ル是ニ於テカ又ヨク其字
 形ヲ記スルモノ旗幟ヲ一方ニ樹テ傲然書家先生ト稱シ或
 ハ詩文書畫ニ耽リ風流才子ト稱ス之ヲ要スルニ皆身賤家
 貧ニ安シ錢帛ノ貴フヘキヲ知ラス山林隱棲ヲ高致トナシ
 迂疎自屈曾テ人類生活ノ道ヲ外ニス是第四ノ弊害ナリ
 カク學ヒ難ク用ヒ難キカ故ニ文化國中ニ普及セス其ヨク
 字ヲ識リ書ヲ讀ムモノ萬分ノ一ニ過キス是第五ノ弊害ナ
 リ
 支那人ノ成業常ニ歐米ノ人ニ後ル、ト每人十年是一世ノ

國事ヲ誤マル又十年ナリ十世ノ間ニシテ其後ル、ト百年
 ナリ百世ノ間ニハ其後ル、ト實ニ一千年ナリ吁嗟支那ハ
 東亞ノ一大國ニシテ土地最モ廣ク人口最モ多ク物産最モ
 夥ク水陸運輸ノ便ヲ得テ然シテ數千歲ノ久キ國力衰退遠
 ク歐米ノ上ニ立ツアタハサルモノ蓋コ、ニ基ク是第六ノ
 弊害ナリ

右論スル所ノ各款ハ特ニ其概ヲ舉ルノミモシヨク之ヲ
 精覈密察セハ固ヨリ枚舉ニ遑アラサルナリ而シテ斯ノ
 弊害ノ原ク所ハ漢人文字ヲ制スルノ初メニ於テ所謂天
 然ノ音符ヲ用ヒスシテ遠ク之ヲ形象ニ取ルニアリ今支

那ニ在テ之ヲ論スルモ其迂僻煩難ナル尙且爾リモシ我邦百事日新ノ今日ニ當テ猶至美最良ノ國文ヲ專用セスシテ甘シテ隣邦千古ノ餘弊ヲ承ク舊慣ニ頑着シテ民生千百歳ノ計ヲナサスシハ其弊害タル豈啻支那ノ比ナラシヤ

國文ノ便利ヲ論ス

我邦上世ノ文字ハ今得テ詳ニスヘカラスト雖モ決シテ形象ニアラサルヤ必セリ五十音ト稱スルモノハ純乎タル天然ノ土音ニシテ其音ノ清明ナル其用ノ博約ナル固ヨリ論ヲ待タサルナリ邦人直ニ斯音ヲ聯綴シ國語トナセリ中古

平假名片假名ノ起ルヤ原漢字ノ分析ニ出ルトイヘル抑邦人一種ノ新發明ニシテ既ニ我カ一般ノ國字タルハ世ノヨク知ル所ナリ爾來音符ノ用太ニ備ハル今此音ト字トニ難テ之カ國語ヲ修メ之カ文章ヲ定メハ凡宇宙ノ廣キ古今ノ遠キ何物カ果シテ言フヘカラサラン何事カ果シテ寫スヘカラサランヤ是國文ノ便ナル第一ナリ
言語文章ノ用他ナシ視聽ノ別アルノミ故ニヨク談スルモノヨク之ヲ書クヘクヨク之ヲ書クモノ亦ヨク之ヲ讀ムヘクヨク之ヲ讀ムモノ亦ヨク其義ヲ悟ルヘシ偶其義ヲ知ラサルモ遂ニ音ヲ忘レ形ヲ忘ルハ患オキカ故ニ直ニソノ語

ヲ舉テ之ヲ人ニ質シ之ヲ辭書ニ檢スルヲ得ヘシ是國文ノ
便ナル第二ナリ
少年ノ學ニ就シヤ先ツ教フルハ清濁七十六音ヲ以テス字
數又五十一字平片二轉ヲ合セテ厯ニ一百二字猶真草ノ如
シ音形一時ニ之ヲ併記スヘク既ニ之ヲ記セハ終身復カノ
音ヲ忘レ形ヲ忘レ字ヲ訛マルモノナキヤ必セリ單語會話
ノ如キモ皆平生普通所用ノ語ニシテ童子既ニ哺乳嬉戯ノ
間ニ習熟スルモノ蓋シ少カラス其伶俐ニシテ文法ノ大意
ヲ會得スル以往ハ師授テ假ラストイヘル一部ノ辭書ヲ特
テヨク群籍ヲ洽覺スルヲ得ヘシ年十五歳ニ至ラハ才ノ優

劣ヲ問ハス地理天文窮理歴史等普通ノ諸課ハ概シテ卒業
スヘシ蓋シ支那人就學ノ序ヲ以テ之ヲ比較スルニ彼カ十
年ノ課我一年ニシテ之ヲ善クスヘク彼カ無數ノ字音ヲ記
シ無數ノ字形ヲ記シ無數ノ字義ヲ記シ無數ノ熟語典故ヲ
記シ無數ノ字畫ヲ習ヘル十餘年間徒費空過ノ光陰皆遷シ
テ之ヲ我少年有用實學ノ時ニ充ツヘク活潑ノ天質愈惕フ
ヘク有爲ノ氣節愈堅カルヘシ是國文ノ便ナル第三ナリ
一篇ノ文章ヲ作ルニ一ニ語格文法ニ據ルヲ以テ一字ノテ
ニテハトイヘル決テ妄置荷挿スヘカラス故ニ記事着實ヲ
ラザレハ自カラ文理ヲナサス絶テカノ懸空模糊ノ弊ナシ

是國文ノ便ナル第四ナリ
 癡院啞院盲院ノ如キ教ヲルニ國字ヲ以テスル極テ易シ又
 活版ノ如キハ漢字ニ比スレハ其勞少クシテ其費ノ多カラ
 ス其運搬ノ便ニシテ其印刷ノ速カナルハ固ヨリ言ヲ待タ
 ス且國字ヲ鑄造スル字數屢ニ數萬個ニシテ足レリ漢字ハ
 數百萬種ニシテ尙其全ヲ得ヘカラス又電信ヲ通スルノ便
 ハ今現ニ其實用ニ適スルヲ以テ之ヲ證スヘシ是國文ノ便
 ナル第五ナリ
 從來地名人名ノ如キハ固有ノ名詞ヲ以テ漢字ニ當ツルカ
 故ニ土人ニアラサレハ之ヲ讀ムアタハサルモノ多シハセ

ナカヤナカタニテ長谷ニ當テウヘノカウツカカミノテ上
 野ニ當テ一日ノイモアラヒ潮來ノイタコト訓スルカ如シ
 名字ノ訓義ニ至リテハ殊ニ煩難ニ屬ス即チ信ノノブサテ
 ミチトシト訓シ行ノユキツラヤスヒラト訓シ正ノタダマ
 サノフト訓シ時ノトキコレモチハルヨシト訓スルカ如シ
 今現ニ甲乙ノ初テ相會スルヲ觀ルニ名刺ノ用タルタ、其
 字形ニ止テ稱呼ニ及ハス是歐米諸邦言符文字ヲ用フル國
 ニ於テ曾テナキ所ナリ今漢字ニ拘ハラス直ニソノ稱呼ヲ
 取テ之ヲ國字ニ寫サハ全國ニ涉テ誤解ノ弊ナシ是國文ノ
 便ナル第六ナリ

駁者或ハ云ク國語同訓多クシテ誤解ヲ免カレス例スルニ醫者石屋ノ如キ柿牆牡蠣ノ如キ橋箸端ノ如キ單ニイシヤ又カキハシト呼フ誰カヨク之ヲ辨セシヤト是音韻ノ用ト文章ノ法ヲ知ラサルノ論ナリ凡人ノ言語文章ヲ要スルハ我カ想像ヲ寫サンカ爲メナリ想像ノ涉ル所必源因アリ源因ナクシテ之ヲ口ニ發シ書ニ顯ハスモノハアラサルナリ既ニ之ヲ口ニ發シ書ニ顯ハセハ亦必單語片語ノヨク悉ス所ニアラス必許多ノ名詞ニ動詞或ハ形容詞ヲ添テ一文章ヲナスカキカ巖ニ附ケリカキカ熟ム類レタルカキト云ニハシヲ渡ルハシヲ持ツハシニ置ノ

類皆各詞ノ種類ニヨリテソノ物質形狀ヲ詳カニスルヲ得ヘシ甲モシ單ニイシヤト呼ヒテ乙猶解スルアタハサレハ必ス疑問ヲ起サハルヲ得ス是尋常應答ノ實際ニ因テ之ヲ證スヘシ又書冊上ノ如キハ前後ノ語路文脈ト各詞ノ種類ニ據リテ自ラ之ヲ解スヘク又辭書ニ因リテ之ヲ檢スヘシ是腦髓ノ事物ノ感觸ニ應シテヨク活動スル所以ナリモシ疑ニ會テ質サス惑ヲ取テ問ハスハ是人ニシテ無機體ニ等シキモノナリ且單語同訓豈管國語ノミナランヤ歐語ノ如キモ一語ニシテ數義ヲ兼異義ニシテ音ヲ同ウスル少トセス然レモ言語文章ノ法嚴密ナル

カ故ニ之ヲ誤ルモノナシ又漢字ノ如キモ一字ニシテ數
 義ニ涉リ一字ニシテ反對ノ義ヲ兩有スルモノアリ即チ
 亂字ヲ治トシ臭字ヲ香トスルカ如シ抑我カ五十音ノ如
 キハ自カラ喉音齒音腭音唇音舌音ノ別アリ其間又清濁
 輕重ノ明朝大ルハ既ニ前文ニ論スルカ如シ故ニ一回ソ
 ノ音韻ノ用ヲ得テ混セズト欲スルモ決テ得ヘカラス是
 水土ノ天然ニ出ルモノニシテ彼我皆然リ今駁者ノ言フ
 所ハ皆瑣屑ノ論ノミ豈コノ瑣屑ノ論ヲ執テ永世ノ巨害
 ナ願ミサルヘクシヤ
 國語ヲ修ムルハ其學ハ易ク用ヒ易クシテ人生有用ノ實

學ヲ興サンカ爲メナリ僻古家ノ所謂國粹ヲ正シ名義ヲ
 明ニスルノ論アラス又枕詞對句ノ浮華ヲ取ルニアラス
 故ニ普通一般ノ語ヲ用フ古語ニ泥マヌ又偶語ニ偏セス
 且漢語ノ如キハ中世以來自カラ我カ普通ノ國語タルモ
 ノ多シ又近世事物ノ新出スルニ隨ヒ歐語ノ我ニ行ハル
 ハモノ少カラス亦之ヲ棄テス但シ其取捨ヲ詳ニスルハ
 國語課ノ專務ナレハコトニ舉ケス
 或ハ云ク世運進歩日一日ヨリ速ナリ將來五洲ノ文字一
 ニ羅馬ノアルハミットニ歸スルノ勢アリ故ニ今國字ヲ
 用フルハ直ニ羅馬字ヲ用ユルニ如カスト此論固ヨリ然

リ然ルニ事自カテ緩急アリ難易亦是ニ隨フ今全國三千
 百萬ノ人員ヲ推スニ國字ヲ知ラサルモノハ百分ノ一ニ
 過キス漢字ヲ知ルモノ、數正ニ之ニ等シ羅馬字ヲ知ル
 モノニ至リテハ置ニ指ヲ屈ス故ニ漢字ヲ廢シテ直ニ之
 ニ換フルニ羅馬字ヲ以テスルハ譬ヘハ萬里ノ路ヲ往ク
 カ如シ既ニ之ヲ國字ニ寫シテ再ヒ之ヲ羅馬字ニ代フル
 ハ恰モ隣ニ遷ルカ如シ且羅馬字ノ國字ニ於ケル縱橫長
 短ノ別アリトイヘ凡均シク是音符文字ノミ國語未タ修
 マラス文章未タ定マラサルハ文字アルトイヘ凡得テ聯
 綴スヘカラサルナリ故ニ國語文章既ニ備ハラハ之ヲ羅

馬字ニ寫ス可ナリ之ヲ平假名ニ寫ス可ナリ之ヲ片假名
 ニ寫スモ亦可ナリ廟議當ニソノ實際上ノ施設如何ヲ顧
 ミルヘキノミ

興國文着手ノ順序

第一次 甲戌歲

廣ク天下ニ選テ和漢洋ノ三學ヲ修メヨク文典ヲ作ルノ業
 ニ當ルヘキノヲ募集シ且言語ニ富ムモノヲ選テ之ニ屬
 セシメ西洋ノ法ニ準シテ文法ヲ作り辭書ヲ編セシメ兼テ
 東西土語ノ訛僻ヲ正ス蓋此業今年ニシテ全定スヘシ

第二次 乙亥歲

師範學校ヲ設クテ生徒ヲ召シ新定ノ文典ヲ學ハシム大約
二月乃至三月ニシテ卒業スヘシ於是各其力ニ應シテ業ヲ
分チ或ハ國書ヲ編シ或ハ洋漢ノ書ヲ翻譯シ單語會話ヨリ
地理窮理歴史等ノ書ニ至ルマテスヘテ中小學ノ課本ニ充
ツヘキモノヲ著ハス此業一年ニシテ凡數百餘部ノ書ヲ得
ヘク書ノ成ルニ隨ヒ直ニ之ヲ活版局ニ付シテ天下ニ頒賦
シ又更ニ生徒ヲ募リ課序ヲ逐テ之ヲ教授スヘシ

第三次 丙子歲

昨年來募集スル所ノ學士ノ大試業ヲナシソノ等級ヲ分チ
之ヲ各府縣ニ派出セシメ所在亦其方法ニ基テ學校ヲ建テ

其土ノ學士ヲ教フ此業亦一年ニシテ學士ノ數既ニ増加シ
又高尙ナル百科ノ著書一千部ヲ得ヘシ業ヲ受クル少年生
徒ハ皆新定ノ國文ノ外一切漢字ヲ用ユルヲ許サス此ヨリ
以往ハ年々愈此方法ヲ擴張スルノミ十年ノ後ニ至テ其成
功ヲ視ルヤ必セリ、

岩倉公ニ上リタル書

この そらあんの ひようしに さの ごとく して
して あります

本稿ハ明治六年右大臣岩倉公ニ上リタルモノナリ

本稿ノ末ニ記シタル方法順叙ノ卑見ハ爰ニ之ヲ脱セル

モ明治二年ノ建議ニ附シタル國文教育施行方法ト大差
無カルヘシト記憶ス

本書ハ仲子カ曝書ノ時古紙中ヨリ見出シタル草稿ヲ淨
寫セシメタルモノトス

明治十八年七月二十日

密

頃日山田敬三氏其所藏ノ一書ヲ示サル即チ此稿ノ別本
ナリ但其文字ニ異同アリ又漏脱スル所アリ

明治三十二年九月附記ス

、學制御施行ニ先タチ國字
改良相成度卑見内申書

先般文部省ヨリ相侖候學制ハ漸時御施行ノ遍ヒニ相成候
趣而テ其學制ハ國內ヲ分チ大中小學區ト爲シ五萬三千餘
ノ學校ヲ設ケ七歳以上ノ男女子ヲ課シテ皆其程度ノ學ニ
就カシムルニ在リト傳承仕候實ニ善美ノ制盛大ノ舉ニシ
テ國家ノ慶事之レニ過キスト奉存候去リナカラ此制ヲシ
テ眞誠ノ功ヲ奏セシメシハ之レニ伴ヒ寧ロ之レニ先タ
チ深ク從來ノ教育上ニ侵染セル根本ノ病毒ヲ察シ遠ク將
來國民上ニ發起スヘキ利害ノ果ヲ考ヘ以テ國字國文ノ改
良法ヲ立テラレシト至極ノ要事ト奉存候謹テ按スル我國
人ノ學ニ於ケル勉サルニ非ス某々一部ノ學ハ精ナラサル

ニ非ス近ク五六十年來西洋學ノ緒ヲ發ヒテヨリハ學者ノ
 識見皆頑陋ナルニ非ルモ是レ唯一二部局ノ人ニ止リ普ク
 國民ノ學ト成ラサルヲ以テ今日モ猶國民ノ多數ハ概シテ
 無學無識ニシテ蠢爾タル狀態ヲ脱セサルハ抑何レニ原由
 セル乎是レ政治上民ハ知ラシムヘカラスト謂ヘル支那古
 聖ノ認見ニ由ル所アリトスルモ必竟スルニ學事上我祖先
 ノ漢學ナル毒物ヲ當時ノ勢止ムヲ得サルニ出タルナラン
 モ容レテ邦字トナシタル失錯ニ歸セサルヘカラスト思惟
 仕候

今ハ幸ニ明時ノ徳ニ依リ此善美ナル學制ヲ施行セラルニ

於テハ國民普ク學ニ就キ其狀態ヲ減シ得ヘキモ彼ノ歎ス
 ヘク痛ムヘキ大毒物タル漢字ヲ用テ教授セハ彼等ヲシテ
 開明富強ノ眞境實域ニ達セシムルハ萬能ハザルヘント存
 候然ラハ之レヲ何トカスル西洋諸國ニ於ケル如ク音符字
 ヲ專用シ新文法ヲ立ルニ在リ本邦ハ固有ノ言辭句法アル
 ヲ以テ之ヲ礎トシ必要ニ應シテ廣ク文明國ノ辭ヲ移入シ
 新文法ヲ以テ百事百物ヲ書記スル其音符文字(假名字)ヲ用
 テスルニ在ルヘシ願クハ二十六字ノ音符ヲ用ル西洋ノ國
 ヲト數萬ノ景象字(漢字)ヲ用ル東洋ノ國々ト文明富強ノ度
 ニ大差ヲ生シタル事例如何ヲ篤ク御賢量奉願候

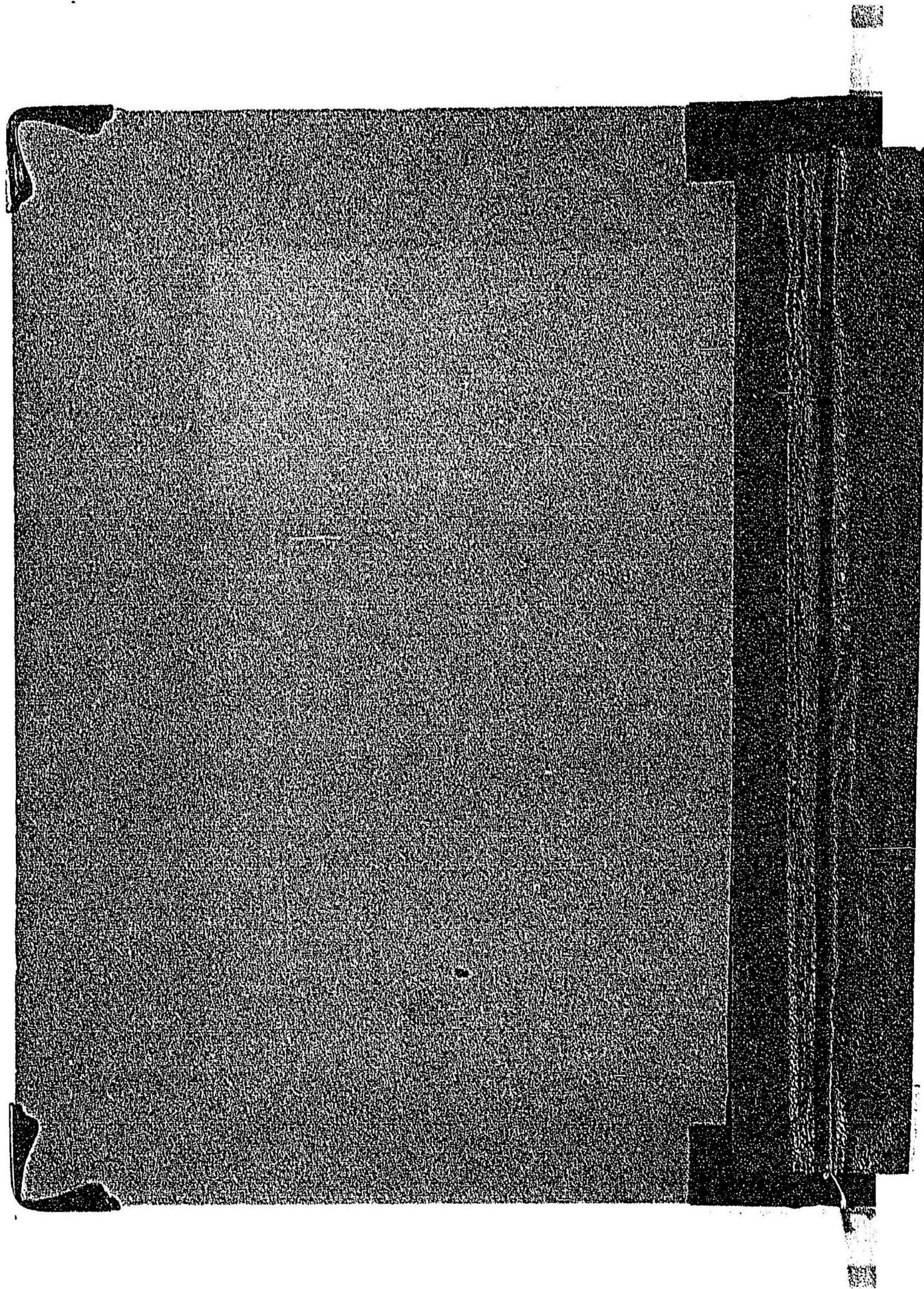
此改良ノ事タル千載慣用ノ文字ヲ變シ公私萬般ノ記錄文
書ヲ改造スベキ大事件ナレハ一朝ニシテ行フヘシト論斷
スルハ頗ル輕忽粗暴ニ似タル嫌アリト雖モ今日ノ狀勢ニ
就テ之ヲ見ルニ人々競フテ漢語ヲ話シ漢字ヲ書シ官私ノ
文書ハ殆ント漢文ニ擬セントスルノ傾向ヲ生セリ此勢ヲ
以テ此學制ヲ施サル、アラバ恐クハ各階級ノ學校ハ爭テ
難字ノ漢字ヲ多ク用ヒテ教授スヘク益彼ノ痛ムヘク歎ス
ヘキ毒害ヲ瀾蔓シテ永ク斯民ヲシテ健全強壯ノ體神ヲ得
開明富強ノ眞境實域ニ達スルノ期無カラシムヘシト痛歎
ニ勝ヘス敢テ上言スルノ止ムヲ得ザルニ至リタル次第ニ

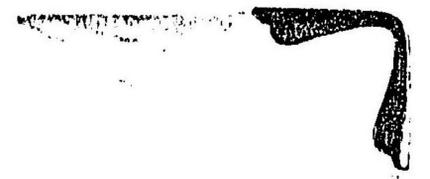
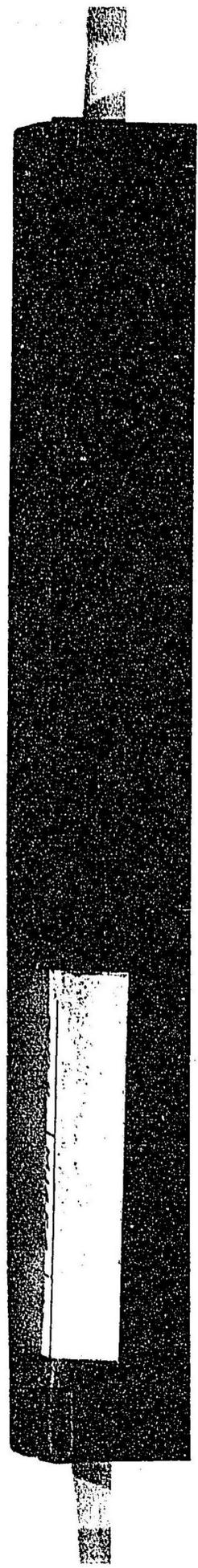
御座候而テ此事タル英斷果決閣下ノ明ニ賴ルニ非レハ行
ハルヘカラスト奉存候ニヨリ敢テ閣下ニ内申仕ル所ニ御
座候而テ又此事タル元ヨリ容易ノ業ニハ非ルモ施行ノ方
法順叙ヲ誤ラサルニ於テハ必ズ難事ニ之レ有ルヘカラス
ト奉存候因テ其方法順叙ノ卑見モ併テ御參照ノ爲メ左ニ
記載シテ臺證ニ奉供候恐懼謹言

明治六年某月日



東京市京橋區西紺屋町廿六七番地 株式会社 秀英會印行





810.9

M145k

K

前島 密 君

国字国文改良建議書

国立国会図書館

076910-000-9

810.9-M145kK

国字国文改良建議書

前島 密 / 著

M32序

DAC-0073



